

令和7年5月1日現在

令和7年度 小山市農業振興関係支援事業一覧

小山市 産業観光部 農政課 担い手・農地総合対策室

注意事項

※必ずご一読ください。

- 事業内容は現時点のものであり、内容等が変更されている場合があります。
- 事業の活用の際し、農業者の皆様には書類作成等の長期的な事務手続をご依頼するため、農作業以外に時間や労力を費やす必要があることをご理解の上、事業活用をご検討ください。
- 事業申請の際に定めた目標を達成できない場合や虚偽の申告を行った場合は、指導及び補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。
- 事業着手（対象機械等の購入など）については、原則、交付決定後になります。そのため、申請前に着手した事業については、補助対象とならない可能性があります。
- 各事業の詳細については、担当部署にご確認ください。

目次

- 新規就農者向け支援策 P.1～P.2
- 集落営農組織等に対する支援策 P.3
- 機械・施設等の導入に関する支援策 P.4～P.5
- 経営所得安定対策事業に関する支援策 P.6
- 畜産・家畜防疫に関する支援策 P.7
- その他支援策 P.8～P.9

【新規就農者向け支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	経営発展支援事業 (通常枠)	就農直後の経営発展のために導入する機械・施設等を支援する。	3 / 4 補助 (補助事業費上限1,000万円)	【補助対象者】 認定新規就農者 【補助対象事業】 機械・施設、家畜の導入等の初期投資的な経費（整備等の内容ごとに事業費が50万円以上）	【主な要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること ②事業実施年度又は前年度に農業経営を開始し、独立・自営就農をしている又はする予定であること ③経営を継承する場合、現状の売上若しくは付加価値額10%以上増加、又は生産コストを10%以上減少させること ④地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること ⑤取得費用について金融機関から融資を受けること ⑥環境負荷低減に取り組む意思があること	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)
2	経営発展支援事業 (地域計画早期実現支援枠)	将来の農地の受け手に対して経営移譲に向けた取組のために導入する機械・施設等を支援する。 ①経営資源の有効利用に向けた取組 ②円滑な経営移譲に向けた取組 ③経営発展に向けた取組	①②：1/3補助 ③：3/4補助	【補助対象者】 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人であり、将来像が明確化された地域計画にある、青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受ける者 【補助対象事業】 ①農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費 ②法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費 ③機械・施設、家畜の導入等の初期投資的な経費（整備等の内容ごとに事業費が50万円以上）	【主な要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること ②事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始したこと ③地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれ、地域計画が農用地の将来に関する目標又は受け手不在農地の面積の割合の要件を満たすこと ④取得費用について金融機関から融資を受けること ⑤環境負荷低減に取り組む意思があること	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)

【新規就農者向け支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
3	経営開始資金	就農直後の経営確立に資する資金を交付する。	交付期間1月につき12.5万円（1年につき最大150万円）を最長3年間	【補助対象者】 認定新規就農者	【主な要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること ②独立・自営就農であること ③経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負っていること ④地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること ⑤原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと ⑥前年の世帯全体の所得が600万円以下であること ⑦環境負荷低減に取り組む意思があること	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)
4	経営継承・発展支援事業	中心経営体等から経営を継承した後継者がその経営を発展させるための経営発展計画に基づく取組を支援する。	本事業の目的を達成するために必要となる取組の経費のうち、100万円以内（定額）	【補助対象者】 中心経営体等から経営を継承した後継者	【主な交付要件】 ①中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること ②青色申告者であること ③主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと ④認定新規就農者向け支援策を活用していないこと	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)

【集落営農組織等に対する支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	集落営農連携等事業	集落営農が実施するビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取組を総合的に支援する。	集落ビジョン等に基づき、最長3年間 (補助上限1,000万円)	【補助対象者】 集落営農組織 集落営農組織が主たる構成員となった連携組織 【補助対象事業】 ①集落ビジョンの策定 ②集落ビジョンの実現に向けた取組 (1) 中核となる若者等の雇用に必要な経費 (2) 収益力の柱となる経営部門の確立に必要な経費 (3) 組織の法人化に必要な経費 (4) 共同利用機械等の導入経費	【主な交付要件】 ①生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織 ②組織の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営に関する規約・定款が定められていること ③地域計画のうち目標地図又は人・農地プラン等に位置づけられた組織又は位置づけられることが確実である組織 ④連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施する組織	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)

【機械・施設等の導入に関する支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	農地利用効率化等 支援交付金	【地域農業構造転換支援タイプ】 将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため地域の中確たる担い手に対し、農地引受力の向上などに必要な農業用機械・施設の導入・リース導入を支援する。 【融資主体支援タイプ】 地域農業の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残に対し補助する	【地域農業構造転換支援タイプ】 購入 3/10以内（上限1,500万円） リース 3/7以内（上限1,500万円） 【融資主体支援タイプ】 3/10以内(上限:300万円)	【補助対象地区】 (地域農業構造転換支援タイプ) 将来像が明確化された地域計画(目標集積率が8割以上) (融資主体支援タイプ) 地域計画が策定されている地域 【補助対象者】 地域計画のうち目標地図に位置づけられたもの 【補助対象事業】 農産物の加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械の取得等	【主な要件】 ・融資を活用し機械を導入する ・事業が単年度で完了する ・事業費が整備内容ごとに50万円以上である ・機械等の耐用年数が概ね5年以上20年以下 ・農業経営以外の用途に供されるような汎用性の高いものでない ・成果目標に直結する機械等の導入 ・既存の機械の単なる更新ではない	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	担い手確保・経営 強化支援対策	国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入に要する経費を国が補助する	1/2以内(上限:個人1,500万円, 法人 3,000万円)	【補助対象地区】 地域計画が策定された地区 【補助対象者】 地域計画のうち目標地図に位置づけられた認定農業者等 【補助対象事業】 補助対象者が自ら農業経営発展のため機械・施設等を導入する取組	【主な要件】 ・融資を活用し機械等を導入する ・事業費が整備内容ごとに50万円以上 ・機械等の耐用年数が概ね5年以上20年以下 ・農業経営以外の用途に供されるような汎用性の高いものでない ・成果目標の達成に資する機械等を導入 ・機械等の園芸施設共済・農機具共済等へ加入	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
3	産地生産基盤パ ワーアップ事業	【収益力向上対策】 収益力強化をめざす産地に対し、農業機械や集出荷施設等の整備費用を補助する 【生産基盤強化対策】 ハウスや果樹園、農業機械等の再整備や生産技術の継承等生産基盤の強化に必要な費用を補助する 【新市場獲得対策】 海外市場や加工・業務用市場等新たな市場に対応できる農家を育成する	1/2以内	【補助対象者】 小山市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業団体等	【主な要件】 ・成果目標の基準を満たしている ・品目ごとに設定する面積以上の産地である (稲：50ha、麦：30ha、大豆：20ha、麦種子：15ha、大豆種子：5ha、露地野菜：10ha、施設野菜：5ha 果樹：10ha、花卉(露地)：5ha、花卉(施設)：3ha) ・導入機械等の投資効率が1以上である ・導入機械等を共済制度等に参加させる	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252

【機械・施設等の導入に関する支援策】

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
4	麦・大豆生産技術向上事業	麦・大豆の増産を目指す産地に対し、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術、農業機械の導入などを支援する	①生産性向上の推進(ソフト) 定額(上限:50ha未満:100万円、50ha～150ha:200万円、150ha以上:300万円) ②営農技術等の導入(ソフト) 定額(上限:10,000円/10a) ③機械・施設の導入(ハード) 1/2以内(上限:5,000万円)	【補助対象ほ場】 水田・畑地 【補助対象作物】 小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆 【補助対象者】 年間150日間以上農業に従事する者が5名以上で組織する団体等	【主な要件】 ・「麦・大豆国産化プラン」が策定されていること ・生産性向上等につながる成果目標を定めていること ・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており成果目標の達成に直接結びつく内容であること	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
5	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産・酪農の収益力及び生産基盤の強化を図るため、地域が一体となって行う取組に対して支援する	1/2以内	【補助対象者】 畜産農家が地域関係者等で組織した「畜産クラスター協議会」	「畜産クラスター協議会」が定めた「畜産クラスター計画」が、県知事より、認定を受けている	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425

●県単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	土地利用型園芸スケールアップ事業	主食用米から需要が見込まれる土地利用型園芸作物への作付け転換を図るため、産地規模拡大や複数産地の連携・契約取引の促進等を支援する	【土地利用型園芸新たなチャレンジ支援事業】 ソフト 1/2 ハード 施設(4/10),機械(1/3) 【土地利用型園芸メガ産地育成強化事業】 1/2	【土地利用型園芸新たなチャレンジ支援事業】 ソフト 試験栽培への支援、作業委託、機械レンタル ハード 新たな露地野菜の生産に必要な機械・施設等 【土地利用型園芸メガ産地育成強化事業】 新たな作型の導入、同一ロットによる販売力の強化	・「園芸メガ産地づくり基本構想」の承認を県知事より受けた地区 ・目標年度において①又は②を満たす ①露地野菜の作付面積が50ha以上 ②露地野菜の販売額が250,000千円以上	下都賀農業振興事務所 経営普及部 0282-24-1101

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	高効率施設園芸支援事業	生産組織などが行う施設園芸作物の生産に係るエネルギーの消費効率に優れた施設、設備等又は環境負荷の低減に必要な施設、設備等の導入に要する経費を支援する。	20/100以内	市長が農業振興促進上必要であると認める者	市内で施設園芸を行う生産組織	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	有機農業機械導入補助金	有機農産物等の生産・出荷体制の整備に必要な機械及び施設の導入に要する経費に対して支援を行う。	1/2以内(申請者1者当たり年間130万円)	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体	・補助金申請年度における有機農業取組面積が30a以上の者 ・有機農業に取り組んでいることを証明するための栽培履歴等を適正に管理、保管している者 ・補助金の交付を受けた後も有機農業の取組を継続して行う者 ・国又は県から同種の機械の補助金等の交付を受けていない者	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269

【経営所得安定対策事業に関する支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	担い手加算補助金	担い手の育成及び麦の生産性向上を図るための事業に要する経費を補助する	1,000円／10 a	小山市農業再生協議会	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農業再生協議会 0285-33-3211
2	二毛作助成補助金	麦と飼料用米、加工用米、はとむぎ又は大豆の二毛作の作付けに要する経費を補助する	2,000円／10 a	小山市農業再生協議会	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農業再生協議会 0285-33-3211
3	はとむぎ生産拡大事業費補助金	小山市の特産物であるはとむぎの生産拡大推進を図るための事業に要する経費を補助する	10,000円／10 a	小山市農業再生協議会	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農業再生協議会 0285-33-3211
4	高収益作物導入補助金	本市農業を、米麦から露地野菜への転換を図り、収益性の高い水田農業への構造改革を図るため、水田に露地野菜を導入するための経費を補助する	1年目 7万円／10 a 2年目 5万円／10 a 3年目 3万円／10 a	市内の水田で高収益作物の作付面積を増加させ、市内に住所又は主たる事務所を有する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、事業実施年度中に農業経営改善計画の認定を受ける者	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252

【畜産・家畜防疫に関する支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	おやま和牛肥育素牛導入補助金	本市を代表するブランドであるおやま和牛の生産振興を図るため、おやま和牛の肥育素牛を導入する経費を補助する	1頭につき1万円(上限:100頭)	市内に主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する和牛の飼養を行う者	市内で飼養を行うために導入した肥育素牛の購入に要した経費である	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	自衛防疫促進事業補助金	畜産団体等が行う各種伝染性疾病の発生を未然に防止するための各種防疫事業に要する経費を補助する	1／5以内	市長が農業振興促進上必要であると認める者	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体が、農業振興の促進に資することを目的に行う事業である	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
3	豚熱予防的ワクチン接種費補助金	豚熱の感染を未然に防止し、養豚経営の安定を図るため、家畜伝染病予防法に基づき実施する豚熱予防注射に係る費用を補助する	定額	市内に農場を有する養豚経営体	栃木県が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項に基づき実施する豚熱予防注射又は第三条の二第一項に基づく特定家畜伝染病防疫指針に規定された知事認定獣医師が実施する家畜の注射に係る費用である	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252

【その他支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	直播栽培補助金	水稻の生産における労働時間及び生産費の低減を図るための直播栽培に要する経費を補助する	15,000円／10 a	市長が農業振興促進上必要であると認める者	市内で水稻の直播栽培を行う者	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	スマート農業機械導入補助金	本市農業の低コスト化や規模拡大を図るため、省力化に資するスマート農業機械の導入を支援	1／3（上限100万円）	市内に住所、又は主たる事務所（事業所を含む。）を有する者、市内において農業経営を営む者、農業経営を継続する意思のある者	スマート農業機械の導入により以下のいずれか（複数可）を実施すること。 ・作付面積の拡大 ・労働時間の縮減 ・生産性の向上 ・地域農業への貢献 等	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
3	なつみずたんぼ振興事業費補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、なつみずたんぼ事業に要する経費を補助する	750円／1a	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体（ただし、生井、寒川、中、穂積、豊田地区内の取組に限る。）	・7月1日から9月末日までの間、おおむね2か月以上湛水すること（以下「夏期湛水期間」という。）。 ・夏期湛水期間中は、5センチメートルから10センチメートルまでの水深を維持し、適切な雑草防除措置及び漏水防止措置を講じ、栽培を行わないこと。 ・夏期湛水期間中は、当該水田ほ場の畦畔も含めて農薬を使用しないこと。 ・対象面積は「なつみずたんぼ」を実施している水田とする。	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
4	ふゆみずたんぼ事業補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、ふゆみずたんぼ事業に要する経費を補助する	維持管理費2,000円／1a 栽培管理費2,500円／1a(江は除く)	ふゆみずたんぼ事業を実施する生産団体（市内に住所を有する農業者の組織する生産団体に限る。）に属する者	・10月1日から1月末日までの間に湛水を始め、おおむね2か月以上湛水すること（以下「冬期湛水期間」という。）。 ・冬期湛水期間中は、5センチメートルから10センチメートルまでの水深を維持し、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じること。 ・栽培期間中及び冬期湛水期間中は、当該水田ほ場の畦畔も含めて化学的に合成された肥料及び農薬は使用しないこと。 ・対象面積は「ふゆみずたんぼ」を実施している水田とする。	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269

【その他支援策】

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
5	ふゆみずたんぼ新規整備補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、ふゆみずたんぼ事業に要する経費を補助する	対象経費の全額	ふゆみずたんぼ事業を実施する生産団体（市内に住所を有する農業者の組織する生産団体に限る。）に属する者	・10月1日から1月末日までの間に湛水を始め、おおむね2か月以上湛水すること（以下「冬期湛水期間」という。）。 ・冬期湛水期間中は、5センチメートルから10センチメートルまでの水深を維持し、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じること。 ・栽培期間中及び冬期湛水期間中は、当該水田ほ場の畦畔も含めて化学的に合成された肥料及び農薬は使用しないこと。 ・対象経費は、ふゆみずたんぼを実施するために新設する水田魚道、看板設置及び江の整備に要する経費	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
6	有機JAS認証取得及び更新支援事業補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、有機農業事業に要する経費を補助する	対象経費の全額	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体	・有機JAS認証取得申請及び更新申請を行うこと。 ・対象経費は、有機JAS認証の取得又は更新に要する経費。ただし、登録認証機関への振込手数料、郵送料、申請書式集代等は除く。	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
7	ラムサールホンモロコ養殖事業補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、ラムサールホンモロコ養殖事業に要する経費を補助する	対象経費の全額	ふゆみずたんぼ事業を実施する生産団体（市内に住所を有する農業者の組織する生産団体に限る。）	・ホンモロコの養殖を行うこと。 ・対象経費はホンモロコの養殖に係る養殖池の造成、水車、給餌機、蓄養池、電気設備及び井戸の整備並びに備品の購入に要する経費	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
8	有機転換推進事業費補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、有機転換推進事業に要する経費を補助する	3,000円／1a	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体、新規就農者	・交付申請者は「みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機転換推進事業」の交付申請者に限る。 ・下記「有機農業推進事業費補助金」との重複申請は認めないものとする ・市内に住所を有する農業経営者又は農業者の組織する生産団体の対象面積は慣行農業から有機農業へ転換した水田とする。 ・新規就農者の対象面積は有機農業の水田とする。	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
9	有機農業推進事業費補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、有機農業推進事業に要する経費を補助する	3,000円／1a	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体	・対象面積は学校給食用に有機水稲栽培面積。	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269